所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の手続については、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第１５号）第１７条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和８年１０月２９日

盛岡地方法務局大船渡出張所
登記官　　千　葉　康　弘

記

手続番号 第４０２７－２０２４－００１８号
表題部所有者不明土地に係る所在事項
気仙郡住田町世田米字仁田代６５番２